

一般社団法人和歌山県サッカー協会 慶弔規程

【趣旨】

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県サッカー協会（以下「本協会」という。）会員における慶弔等に関して必要な事項を定めるものとする。

【範囲】

第2条 この規程の適用を受けるものは、次のとおりとする。

(1) 役員とは、本協会定款第13条の役員とする。

(2) 会員とは、本協会定款6条の会員とする。

2 本規程は、本協会の職員に対して準用する。この場合において、これらの規程中「役員」とあるのは、「職員」と読み替えるものとする。

【祝意】

第3条 祝意は原則なし。

ただし、会長または専務理事より特別な依頼があった場合には、祝電等を贈ることができる。

【弔慰】

第4条 役員又は本協会事業実施中の登録会員が死亡したときは、弔電を送り弔意を表すとともに花輪若しくは生花又を贈る。

2 本協会の役員の配偶者、父母、子が死亡したときは、弔電を送り、弔意を表す。

【届出】

第5条 前記各条に該当する場合は、該当者又は関係者が本協会事務局長に届け出るものとする。

2 事務局は、年度ごとに届出された内容及び連絡先を保管する。

【その他】

第6条 前記各条に掲げるもののほか会長及び専務理事が必要と認めたときは、慶弔の意を表すことができる。

【本規程の改廃】

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

【附則】

1 この規程は、令和5年11月1日より施行する。